

## 第3回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

### 会議録概要（委員発言要旨）

平成19年9月3日（月）

#### 意見交換

##### 【会議の進め方】

- ・ 会議を開催する場所について、市民が傍聴しやすい場所として広く公開していくべきではないか。
- ・ 総合計画や役所内部の他のものとの関連性などが分からないので、現段階ではその洗い出しから始めるべきではないか。
- ・ この会議は回数を重ねて多くの意見を出し、そこで出された課題は事務局で調整を行うという形で自由な意見交換を行うことが重要ではないか。
- ・ 町内会のことなど、各論についてもこの会議で1, 2回議論を重ね、その経過を踏まえながら理論や方向付けといったところに入っていきるのが良いのではないか。
- ・ いろいろなことを具体的に決めていくのか、骨子として北見市の揺るぎないものを決めるのか、話し合いの進め方をどうしていくのかが見えない。
- ・ 北見市に現在ある具体的問題を見ながら進めていかないと、条例が本当の意味で北見市のものにならないのではないか。
- ・ 市民からの問題提起や意見等をまとめた資料があると議論が進めやすいのではないか。

##### 【市長の関わり】

- ・ この条例が「絵に描いたもち」とならないよう、条例を制定後、どう活かす方を考えるのか、市長と議論を重ねるべきではないか。

##### 【議会との関わり】

- ・ 生きた条例にしていくためには、早い段階から議会側と協議をしていく必要があるのではないか。
- ・ 市民会議が先頭に立って物事を決めていくという考え方でないと、本来あるべき姿の条例にならず、議会に配慮する必要はない。
- ・ 条例は、選挙で誰が選ばれても自動的に行政が運営されていくというものを作るのだから、交代可能な議員の意見で左右されるものではない。
- ・ 議会の顔色を伺って進めるのであれば、市民が集まって議論する意味が無く、事務局は条例案作成については市民会議が主体で行うということを議会側に伝えるべきである。
- ・ 議会に対しては、この会議でやっていることを知らせる資料を配布し、議会側からリアクションがあれば、その時点に対応していくことで良いのではないか。
- ・ 前回の講演では4者のコンセンサスが必要とのことだったが、この会議がイニシアチブを持ち、議会ともコンセンサスをとりながら進めていくことで良いのではないか。

### 【条例の位置付け、盛り込むべき事項】

- ・この条例はまちづくりを進める上での最上位条例となると思うが、上位というニュアンスの解釈について、議論中と制定後ではその捉え方が変わってくると思われるのでその辺についても議論した方が良いのではないか。
- ・市役所が良い仕事をするためのマニュアルと考えて作っていけば良いのではないか。
- ・市民が住みたいと思うまちにするための法律を作ることだから、市民に目を向けるということ念頭に条例を作っていくものである。
- ・条例は市民の意見や要望が黙殺されないような状況を作るためのものではないか。
- ・これから個々の問題が発生すると思われるが、それらをどう整理して処理していくのかということ条例化するのがこの会議の目的ではないか。
- ・個別の問題に言及するのではなく、問題解決や目標を実現するための方針策、方法論について理想を掲げていくべき。
- ・活発な発想ができるまちを維持していくことが最終的な目標で、それを維持していくために必要な行動を妨げないということを書くのが条例であり、個別問題は関連条例などで議論していくべきではないか。
- ・今までの対価を使って市民を動かす方法から、自発的に市民が参加できるようなルールに切り替えていかなければならない。
- ・この条例は、市民憲章を具現化するひとつとして、市民が立ち返る場所になるものではないか。
- ・条例は、市民にとって自分達にはこういう権利があったんだと思い出させるようなものであったほうが良いのではないか。
- ・この条例の作り方によっては、自治区のあり方（仕組み）が変わってしまうことも考えられる。
- ・自治区住民間の不均等を是正するといったことも盛り込んでいくべきではないか。しかし、その方法論まで盛り込むことは難しく、それは個別条例で検討するものとなるのではないか。
- ・活性化したまちで暮らせるということが基本であり、そうなるような権利を阻害しないということ条例に盛り込めたら良いのではないか。
- ・ひとつの政策や計画で決まったことは方法論や成果まで情報公開することを明確にしたら効果が上がるのではないか。
- ・外部評価機関の設置を位置づけるべき。
- ・市民意見に対する行政の評価、対応、効果の説明についても明確に盛り込むべきではないか。
- ・市民意識をいかに向上させるかということを考え、市民の権利も財産も保障されるということがお互いに確認することが最大の目的ではないか。
- ・市民がアクションを起こせば報われることもあるというシステムを作っていくといったニュアンスでいくのが良いのではないか。
- ・市民には可能性があるということ謳い、その可能性を引き出せるような前文を書くべきではないか。

### 【他の審議会等との関係】

- ・ 条例は市のルールとなるものであることから、この会議での議論経過等を他の審議会等に伝え、どのように反映されていくのかを検討してもらうなど、事前にすり合わせ方を考えておくべきではないか。
- ・ まちづくり協議会、総合計画審議会、まちづくり条例検討市民会議それぞれの議論経過を役所内できちんとコントロールしていかなければならない。
- ・ 縦割りのままで進めていくと、互いの整合性が取れないままでスムーズな運営ができなくなる。

### 【町内会、自治区のあり方・補助金等】

- ・ 合併調整方針に町内会補助金の見直しがあるが、まちづくりを進めるにあたり、町内会を自治の単位にするのか、活動の保障を検討することが必要ではないか。
- ・ 小さな自治組織である町内会に対する支援措置は削られる方向で進んでおり、このままでは町内会は成り立たなくなっていく。
- ・ 3年後に調整すると言うだけでは、全てが削られてしまうように住民は思ってしまう。
- ・ 自治区を設置しても予算の配分がないので、何をやったら良いのか分からない状態である。
- ・ 町内会は住民が安心して暮らすための最小単位として必要であり、そこを前提に積み重ねていくことが、まちづくりとして考えやすいのではないか。
- ・ 北見自治区は他の3自治区と比べて地域活動の基となる「となり近所」の関係が希薄しており、タウン・ネットワーク懇話会で協議した中で小学校単位をブロックそして何かできないかを模索している。

### 【町内会、自治区と条例の関係】

- ・ 町内会の組織間のつながりや全市的な組織会議による情報共有などといったものを、どう条例の中に生かしていくかの議論が必要ではないか。
- ・ 町内会をどのように育てていくのかということを条例に盛り込まないと意味が無い。財政面を含めた支援をどのようにしていくのかといった部分を条例に書くべき。
- ・ 対価を使って市民を動かす方法が町内会補助金であるなら、それに代わるものを条例で謳っていけば良いのではないか。
- ・ 町内会を定義して、条例の中でそのあり方を決めてしまったら、人と人との結びつきを阻害してしまうのではないか。
- ・ 自治区のことを条例に収めることは難しいのではないか。

### 【政策評価】

- ・ 政策の評価とそのまま条例で謳うべきではないか。
- ・ これからは、受益者側が第一に評価するという仕組みに変えていかなければならない。
- ・ 行政効果の検証や外部評価について、きちんと条例に謳っていくべきでないか。

#### 【情報の発信、伝達】

- ・この条例は行政運営のマニュアルだとしても、市民がいかに監視、コントロールしていくかということが最大の目玉である。この会議で議論していることの意義を12万市民に伝えていかないと理解を広めることはできないので、行政はしっかりと情報発信を行うべき。
- ・情報の速やかな伝達の手段としても町内会を活用していくべきである。

#### 【市民意見等の受付窓口等】

- ・市民が意見や苦情などを具体的に出す仕組みが整備されていないのではないか。
- ・意見を出しても市からの対応状況、結果の発表が疎かで市民に情報公開が的確になされていないのではないか。
- ・アウトプットがきちんとされていないから、市民は意見を出さなくなる。
- ・市民の苦情に対して通常業務の中できちんと返せるような形の組織改革を行うべき。